

## 軽油抜取調査の実施結果について

～茨城県・埼玉県・東京都が合同抜取調査を実施～

茨城県、埼玉県及び東京都は、不正軽油※の撲滅及び軽油引取税の課税の適正化を図るため、常磐自動車道守谷サービスエリアにおいて、トラックなどのディーゼル車から軽油の合同抜取調査を実施しました。

この取り組みは、自治体間の連携を深め、広域的に流通するおそれのある不正軽油の取締りを行い、不正軽油の流通防止を目指すものです。

また、ドライバーに対する聴き取りにより不正軽油に関する情報を収集すると同時に、チラシ等を配付することで啓発活動を実施し、不正軽油の消費等に対する抑止力とします。

※軽油に灯油や重油を混ぜた混和軽油などの不正軽油を、ディーゼル車に給油して、軽油引取税を脱税すること。

### 1 実施日・採油本数等

- ・実施日：令和7年11月18日（火）13:00～15:00
  - ・実施場所：常磐自動車道路 守谷サービスエリア 上り・下り
  - ・採油本数：75本（上り線25本、下り線1班25本、下り線2班25本）
- ※採油した軽油については、混和等の有無確認のため分析を実施します。

### 2 実施体制

総勢 15名	{	茨城県土浦県税事務所職員	4名
		埼玉県自動車税事務所職員	4名
		埼玉県春日部県税事務所職員	2名
		東京都主税局課税部職員	5名

### 3 採油軽油の分析の結果、混和等の嫌疑が検出されたものについての対応

車両の所有者等に対する聴き取り調査等を行い、販売先の確認などのルート調査を実施し、混和の原因が確認された場合は、直ちに課税処分等を行う。

なお、他都道府県ナンバーの車両については、当該都道府県へ通報し、当該都道府県で調査又は課税処分等を行う。